

水質汚濁性農薬使用基準

1. 趣 旨

農薬取締法第26条第1項により、シマジン剤（CAT剤）は、水質汚濁性農薬に指定されており、同法第26条第2項により、これらの農薬の使用に当たっては、県の規則をもって許可制とすることができるとされている。

本県においては、これら農薬の使用実態を勘案し、これらの農薬の使用に当たっては、許可制とせず、届出制とし、この基準に基づき、水域の生活環境動植物に対する被害の発生防止に努めるものとする。

2. 使用届出

水質汚濁性農薬を使用する場合には、次のとおり届出を行う。

ただし、シマジン剤については、当該年度の使用面積が1ヘクタール以上で使用する場合に限る。

- (1) 農薬の使用者又は共同防除組織者は農薬購入時に農薬販売者営業所に常置された水質汚濁性農薬使用届（別紙様式Ⅰの1～2）に使用計画を記入し、販売者へ提出する。
- (2) 農薬販売者は、水質汚濁性農薬販売台帳（別紙様式Ⅱ）を備え、必要事項を記入した後、遅滞なく(1)の水質汚濁性農薬使用届を隠岐支庁農林水産局長又は農林水産振興センター所長へ送付する。
- (3) 隠岐支庁農林水産局長、農林水産振興センター所長は、(2)の送付があった場合には、水質汚濁性農薬使用台帳（別紙様式Ⅲ）に必要事項を記入する。
農薬販売者から送付された水質汚濁性農薬使用届（別紙様式Ⅰ）を遅滞なく農林水産部長あて送付する。

3. 使用者の遵守義務

使用者は、病虫害防除所職員、普及指導員又は農業協同組合営農指導員の指導を受けて使用するものとし、次の事項に注意する。

- (1) 散布された薬剤が河川、湖沼、海域及び養殖池に飛散又は流入する恐れがある場所（特に河川敷）では使用せず、更に天候に注意を払い、これら以外の場所でも一時に広範囲には使用しないこと。
- (2) 使用残りの液剤が生じないように調整を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用し、また、空容器、空袋等は、廃棄物処理業者への処理の委託等により水域の生活環境動植物に影響を与えないよう安全に処理する。
- (3) 薬剤の保管は、他農薬の保管に準ずるが、特に使用残量の把握に努める。

4. 被害報告

使用者は、シマジン剤の使用により水域の生活環境動植物に被害が発生したときは、別紙様式Ⅳにより、遅滞なく隠岐支庁農林局長又は農林振興センター所長を経由して農林水産部長あて報告する。

【別紙様式 I の 1】（共同防除用）

年 月 日

島根県知事 様

共同防除代表者等住所
氏名

シマジン剤（CAT 剤）の使用届

このことについて、下記のとおり使用するのでお届けします。

なお、この農薬の使用に当たっては、県が定める水質汚濁性農薬の使用基準を遵守いたします。

記

使用者名	使用場所	使用面積	使用量	対象作物	対象病害虫	使用時期
		a	cc, kg			
計	—			—	—	—

使用場所は小字名まで記入する。

【別紙様式 I の 2】（個人防除用）

年 月 日

島根県知事 様

住所
氏名

シマジン剤（CAT 剤）の使用届

このことについて、下記のとおり使用するのでお届けします。

なお、この農薬の使用に当たっては、県が定める水質汚濁性農薬の使用基準を遵守いたします。

記

使用者名	使用場所	使用面積	使用量	対象作物	対象病害虫	使用時期
		a	cc, kg			
計	—			—	—	—

使用場所は小字名まで記入する。

【別紙様式Ⅱ】

水質汚濁性農薬販売台帳

農薬販売業者名 ()

農薬名	譲 渡		使用者名 販売先名	使用場所	使用 面積	使用 量	対象作物	対 象 病 害 虫	使用 時期
	月日	数量							

【別紙様式Ⅲ】

水質汚濁性農薬使用台帳

支庁・農林水産振興センター名 ()

農薬名	譲 渡		使用者名 販売先名	使用場所	使用 面積	使用 量	対象作物	対 象 病 害 虫	使用 時期
	月日	数量							

【別紙様式Ⅳ】

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

シマジン剤（CAT 剤）の使用に伴う水域の生活環境動植物の被害発生について

このことについて、下記のとおり被害が発生したので報告します。

記

1. 被害発生年月日
2. 被害発生場所
3. 被害動植物
4. 被害量、程度、症状
5. 被害発生時の防除対象作物
6. 被害発生後の処理